

## 意見書案提出書

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財政措置拡充に関する意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和2年12月16日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	山口 貴裕
同	斉藤 たかみ
同	加藤 ごう
同	田中 信次
同	綱嶋 洋一
同	脇 礼子
同	楠 梨恵子
同	古賀 照基
同	青山 圭一
同	佐々木 正行
同	梅沢 裕之
同	竹内 英明
同	松崎 淳

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財政措置拡充  
に関する意見書（案）

国では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を創設し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援などに活用されてきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、去る11月5日に発表された全国知事会の「活用状況調査」によると、本年10月1日の時点で全国47都道府県の活用見込額総額は、1兆8,438億円であるのに対し、国の交付限度額が1兆2,304億円にとどまっており、47都道府県における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不足額が6,134億円に上ることが明らかになっている。

本県でも、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、今定例会に提案された11月補正予算に29億900万円を活用したのを含めて、既に682億円を予算化しているが、現時点での不足額が231億円に上る。

全国知事会からは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、こうした交付限度額不足の問題に加え、基金への積立て要件や実施計画の変更などについて、柔軟で弾力的な運用を図るべきとの指摘もあった。

他方、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金についても、感染症の拡大による今後の不足額が見込まれるとともに、地域における医療体制整備や医療機関等への経営支援に都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うべきとの指摘もある。

新型コロナウイルス感染症に関する国の支援の柱となる二つの交付金にこうした課題があることは、現下の新型コロナウイルス感染症対策の推進に支障を及ぼすだけでなく、各自治体の将来負担増にも結び付く深刻な事態であり、一刻も早い改善が求められる。

よって政府は、今後の都道府県における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため、次の対応を早急に進めるよう強く要望する。

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額を図るとともに、柔軟で弾力的な運用を図ること。
  - 2 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など地方団体が必要となる財源について積極的に措置すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済再生担当大臣

） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

税関における人員確保等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和2年12月16日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	原 聡 祐
同	浦 道 健 一
同	ためや 義 隆
同	石 川 巧
同	米 村 和 彦
同	京 島 けいこ
同	藤 代 ゆうや
同	小野寺 慎一郎
同	国 松 誠
同	小 島 健 一
同	相 原 高 広
同	土井りゆうすけ
同	たきた 孝 徳

## 税関における人員確保等を求める意見書（案）

税関は、我が国と諸外国との水際にあつて、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化に取り組みながら、国際物流の発展に貢献するとともに、覚醒剤をはじめとする不正薬物や拳銃などの、訪日外国人等による密輸入を阻止するなど、幅広い業務を担っており、安全・安心な県民生活の実現に大きな役割を果たしている。

平成29年3月28日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」の中で、訪日外国人数の目標値は2030年に6,000万人と設定されており、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に訪日外国人数は減ったものの、今後の感染症の収束状況により、再び増加が見込まれる。特に、横浜港等多数の港を抱える本県でも、大型クルーズ客船の寄港増加等による税関の業務が激増すると予想される。

訪日外国人の増加に伴い、税関での不正薬物の押収量は、昨年まで4年連続で1トンを超え、本年はコロナ禍で旅客数が減ったにもかかわらず、上半期で既に0.5トンを超えている。

このような状況を踏まえ、国において、不正薬物対策の強化はもとより、国民生活の安全・安心を脅かすテロ関連物資や、金地金の密輸入等に対しても、必要な法整備や検査機器の導入を進めているが、今後の観光立国推進等を見据えた場合、税関に必要な人員確保がなされなければ、不正薬物等の水際での取締りが困難になり、県民生活に多大な悪影響を及ぼすことは明らかである。

よって政府は、税関における業務の充実を図るため、必要な人員配置等の措置を講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣 } 殿

神奈川県議会議長

# 意見書案提出書

## 犯罪被害者等支援の充実を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和2年12月16日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	原 聡 祐
同	浦 道 健 一
同	ためや 義 隆
同	石 川 巧
同	米 村 和 彦
同	京 島 けいこ
同	藤 代 ゆうや
同	小野寺 慎一郎
同	国 松 誠
同	小 島 健 一
同	相 原 高 広
同	土井りゆうすけ
同	たきた 孝 徳

## 犯罪被害者等支援の充実を求める意見書（案）

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、立法後、犯罪被害者等支援施策は一定の前進を果たした。

しかしながら、被害者となった直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、加害者に代わる国による損害の補償制度といった財政支援を必要とする施策はいまだに実現されておらず、犯罪被害者等支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの支援体制についても、地域によって大きな格差があるなど、立法後、犯罪被害者等の多種多様なニーズに応えられるだけの支援体制の整備は、十分になされていないのが現状である。

犯罪被害者等の権利について、国は、支援施策の充実を今後とも継続的に進めていく責務を負っている。

よって国会及び政府は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、次の事項を実施されるよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者等が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 新たに、犯罪被害者等に対する補償法を制定して、犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者等のだれもが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、すべての都道府県に最低1箇所は設立できるよう、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者等支援施策を実施するため、すべての地方公共団体において、犯罪被害者等支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 参 内 総 法 財 厚	議 議 閣	院 院 総 務 務 生	議 議 理 大 大 大 大	長 長 臣 臣 臣 臣	} 殿

神奈川県議会議長

# 意見書案提出書

## 預託法等の改正及び執行強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和2年12月16日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	原 聡 祐
同	浦 道 健 一
同	ためや 義 隆
同	石 川 巧
同	米 村 和 彦
同	京 島 けいこ
同	藤 代 ゆうや
同	小野寺 慎一郎
同	国 松 誠
同	小 島 健 一
同	相 原 高 広
同	土井りゆうすけ
同	たきた 孝 徳

## 預託法等の改正及び執行強化を求める意見書（案）

近年、各種技術の進歩を踏まえた様々な製品・サービスの普及等の一方で、新製品・サービスの内容等を、十分に理解できていない消費者のぜい弱性につけ込む巧妙な悪質商法による被害が増加している。

こうした状況を踏まえ、本年8月19日に消費者庁の「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、今後の対応に関する報告書が取りまとめられた。

特に、過去に大規模な消費者被害をもたらした悪質な販売預託商法については、「販売を伴う預託等取引契約については、本質的に反社会的な性質を有し、行為それ自体が無価値（反価値、“U n w e r t”）であると捉えるのが相当」であることから、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）において、原則禁止とされた。

消費者取引の分野では、定期購入であることを容易に認識できないような形で契約を行うものや、解約はいつでも可能としながらも相手方との連絡が取れないなどの、いわゆる詐欺的な定期購入商法に関する相談が増加しており、深刻な事態となっている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による消費者の不安につけ込む、いわゆる送り付け商法についても、社会問題となっている。

検討委員会の報告書では、消費者のぜい弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度改革が提言された。これを踏まえた実効的な法制度の整備が必要である。

よって国会及び政府は、消費者被害をなくすために、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 検討委員会報告書を踏まえ、来年の通常国会を目途に、販売預託商法を原則禁止とする預託法の改正に向けた検討を早急に進めること。
- 2 いわゆる詐欺的な定期購入商法をなくすため、来年の通常国会を目途に、特定商取引に関する法律に係る指針の改正及び法執行強化を図ること。
- 3 いわゆる送り付け商法については、現在の法規制の内容の周知を図ることに加え、諸外国の法制も参考に制度の改正を検討すること。
- 4 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、執行体制や連携の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
内閣府特命担当大臣  
（消費者及び食品安全）  
消費者庁長官

殿

神奈川県議会議長



意見書案提出書

林野関係予算の確保を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和2年12月16日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	小林 大介
同	山本 哲
同	永田 てるじ
同	柳瀬 吉助
同	大山 奈々子
同	野田 治美
同	佐々木 ゆみこ
同	渡辺 紀之
同	杉本 透
同	長友 よしひろ
同	藤井 深介
同	杉山 信雄
同	持田 文男

## 林野関係予算の確保を求める意見書（案）

我が国の面積の3分の2を占める森林は、良質な木材の供給はもとより、水源のかん養、土砂災害防止といった国民生活の安全・安心という面においても、大きく貢献しているところである。

近年、地球温暖化の影響等に伴う集中豪雨や大型の台風が増加しており、令和元年の台風第15号及び第19号においては、県内に記録的な暴風や大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、県内各地で甚大な被害を生じさせた。

本県では、「かながわ気候非常事態宣言」を発するとともに、「神奈川県水防災戦略」を策定し、大規模な水害等への取組を計画的、重点的に進めているところである。

しかしながら、年々激甚化する災害から国民の安全・安心な暮らしを守っていくためには、全国規模の山村地域活性化とともに、事前防災・減災に向けた国土強靱化をより強力に推進することが不可欠である。

よって国会及び政府は、毎年のように発生する未曾有の大災害から国民の生命、財産を守るとともに、危機的な山村地域経済の活性化に資する有効な対策として、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 豪雨災害等、激甚化する災害の対策強化のため、森林整備及び治山対策の強力な推進と必要な予算の大幅な拡充を図ること。
- 2 山村地域における事業、雇用の創出についてこれまで以上に強力に推進すること。
- 3 間伐材の活用や地域材を活用した新たな木造需要の創出等、木材利用の一層の推進を図るため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の対象として、民間の建築物を含めるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
農林水産大臣		
国土強靱化担当大臣		
林野庁長官		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

不妊治療等への支援拡大を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和2年12月16日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	高橋 栄一郎
同	亀井 たかつぐ
同	石田 和子
同	高橋 延幸
同	武田 翔
同	望月 聖子
同	市川 和広
同	しきだ 博昭
同	市川 よし子
同	菅原 直敏
同	牧島 功
同	てらさき 雄介
同	近藤 大輔

## 不妊治療等への支援拡大を求める意見書（案）

日本産科婦人科学会の調査によると、平成30年に、不妊治療の一つである体外受精により誕生した子どもの割合は、総出生数の約16人に1人となり、前年に続いて過去最多を更新するとともに、体外受精の治療件数についても過去最多となっている。

国においては、不妊治療に関する助成制度の拡充等が段階的に実施されてきており、不妊の原因検査など一部の治療については、保険適用もされている。

しかしながら、保険適用対象外となっている体外受精や顕微授精などの治療については、1回あたり数十万円の費用がかかるとともに、治療が何度も繰り返される場合もあることから、治療を受ける人に著しい経済的負担を強いることとなる。

不妊治療を希望する人への支援拡充は、喫緊の課題であるが、不妊治療の保険適用範囲拡大の検討に向け、本年10月から厚生労働省において、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査が開始されている。

よって国会及び政府は、不妊治療及びそれに関連する治療を希望する人が、今後も安心して治療に取り組めるよう、次の事項について所要の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

- 1 不妊治療の保険適用範囲拡大の検討に当たっては、現在保険適用対象外となっている治療方法のほか、「男性に対する治療」も含め、希望者が幅広い選択肢から治療を受けられるよう十分配慮すること。
- 2 不妊治療の保険適用が拡大されるまでは、既存の助成制度の拡充や所得制限の緩和等により、幅広い世帯の経済的負担軽減を図ること。
- 3 放射線治療などのがん治療により、生殖機能が低下する恐れがある場合に行われる、卵子や精子を凍結保存する「妊よう性温存治療」について、AYA世代を対象とした助成制度を創設すること。
- 4 不育症治療についても、治療や支援状況等について実態を把握し、助成制度創設を目指すとともに、治療の保険適用範囲を拡大させること。また、流産・死産等へのメンタルケアについても充実させること。
- 5 不妊治療と仕事が両立できる環境整備を更に進めるとともに、カウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 6 不妊治療の保険適用及び助成制度の対象については、事実婚の夫婦に対しても適用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 参 内 総 財 厚 内	議 議 閣 務 務 生 閣	院 院 総 務 務 生 府	議 院 理 大 大 働 命	長 長 臣 臣 臣 大	） 殿
			担	臣	
			当	臣	
			大	臣	
				臣	
				臣	

（少子化対策）

神奈川県議会議長

意見書案提出書

中小企業支援策の更なる拡充を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和2年12月16日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	柳 下 剛
同	川 本 学
同	永 田 磨梨奈
同	菅原 あきひと
同	すとう 天 信
同	君 嶋 ちか子
同	芥 川 薫
同	谷口 かずふみ
同	あらい 絹 世
同	加 藤 元 弥
同	岸 部 都
同	堀 江 則 之
同	曾我部 久美子

## 中小企業支援策の更なる拡充を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、我が国は、感染の防止に努めるとともに、2次にわたる補正予算や予備費の適時適切な執行などを通じて、雇用の確保と人々の暮らしの安心を図り、経済の立て直しに努めてきた。

これらの対策の効果や、国民の忍耐と努力により、日本経済には持ち直しの動きも見られるが、新型コロナウイルス感染症は今なお、国民の生命や健康にとって大きな脅威である。

今後も更なる経済対策を策定・実行して経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民需主導の成長軌道を取り戻す必要があるが、そのためには地域経済と雇用を支える中小企業の持続的成長が不可欠である。

本県では、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営環境が続く中で、数多くの中小企業・小規模事業者が国、県及び市町村の支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命の努力をしているところである。

一方、これまで中小企業・小規模事業者における雇用の維持に大きな役割を果たしてきた、雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例（以下「特例措置」という。）は令和3年2月末まで延長されているが、感染症収束の道筋はいまだついておらず、経済の先行きは不透明で、今後の雇用情勢は予断を許さない。

この特例措置は、依然として、企業のニーズが強いことから、雇用情勢を慎重に見極めながら、本則への段階的な移行を見据えつつも、当面の間、継続的な実施が求められる。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者における雇用の維持に大きな役割を果たしてきた特例措置について、感染症収束の道筋がつくまでの間は継続的に実施すること。
  - 2 感染防止対策と社会経済活動の両立が図られる中で、雇用情勢が改善に向かうまでの間は、特例措置をはじめとする諸施策の性急な縮減は行わないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
経済再生担当大臣

） 殿

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和2年12月16日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	井坂 新哉
同	君嶋 ちか子
同	上野 たつや
同	大山 奈々子

## 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）

2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」を批准した国と地域の数、本年10月24日に50に達し、同条約は2021年1月22日に発効することとなった。

ヒバクシャの「生きているうちに何としても核兵器のない世界を実現したい。」という思いをはじめ、多くの人々が長年にわたり熱望してきた核兵器廃絶への強い思いが国際社会を動かしたものであり、核兵器の禁止、廃絶を具体化する大きな一歩となっている。

また、本年12月1日現在、国内の1,733都市を含む、世界の165の国と地域の7,974都市が加盟する平和首長会議は、核兵器禁止条約が発効することを受け、条約の効果的な運用と発展に向けた議論への参画及び締約国会合への参加を要請する書簡を、核保有国及びその同盟国などへ送り、署名・批准するよう訴え続けているところである。

核兵器を保有する国や核の傘の下にある国々は、核兵器禁止条約に背を向け続けている状況にあるが、この条約の内容を包括的で実効性の高いものにしていくためには、核保有国をはじめ、より多くの国々が条約に参加しなければならない。

よって国会及び政府は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負う唯一の被爆国である我が国が、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードするため、核兵器禁止条約に署名・批准されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		
総	務		大	臣		
外	務		大	臣		
防	衛		大	臣		

神奈川県議会議長